# 産業廃棄物処分委託契約細目書

排出事業者: <u>岡山市教育委員会 教育長 三宅 泰司</u> 処分業者:	<del>-</del> '
排出事業場:別紙記載のとおり から排出される低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「 して次のとおり処分委託の業務を実施するものとする。	産業廃棄物」という)の処分に関
第1条(法の遵守) 甲および乙は、本処分業務の遂行にあたって廃棄物の処 係法令を遵守するものとする。	理及び清掃に関する法律その他関
第2条(委託内容) 1. (乙の事業範囲)	変更があったときは、乙はすみや
<ul><li>◎処分に関する事業範囲</li><li>〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律の認定〕</li><li>認定番号:</li><li>無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の無害化処理の方法:</li><li>無害化処理の用に供する施設の種類:</li><li>無害化処理の用に供する施設の設置の場所:</li><li>無害化処理の用に供する施設の処理能力:</li></ul>	の種類:
2. (委託する産業廃棄物の種類、数量、単価および契約金甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量、処りとする。種類: 数量: 単価: 契約金額:	分単価及び契約金額は、次のとお 
3. (輸入廃棄物の有・無) 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物であ 輸入廃棄物:	る場合は、その旨を記載する。

	冬処分等の場所、方法: 、乙に委託された産業		予定)を次のと	おりとする。
却・最終 分 先 の 号		所在地	処分方法	施設の処理能力
i. (搬 <i>)</i> 第2条 業者が行	第2項の産業廃棄物の	」 )第2条第4項に指定 <sup>、</sup>	する事業場への	搬入は、次の収集・運
	者 氏 名:			
表	_			
: 特別管理 - 可都道 - 可 の : 業	程産業廃棄物] 府県・政令市: 有 効 期 限:			

4. (処分の場所、方法および処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

ア 産業廃棄物の発生工程

- イ 産業廃棄物の性状および荷姿に関する事項
- ウ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障に関する事項
- オ 日本産業規格 C 九五 号に規定する含有マークが付された産業廃棄物である場合 には、含有マークの表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる 場合は、その旨
- キ その他取扱いの注意事項
- 2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理および事故防止ならびに処理費用等の観点から、 委託する産業廃棄物につき乙の業務および処理方法に支障を生ずるおそれがある性状等 の変更があった場合は、乙に対しすみやかに書面をもってその変更の内容および程度の 情報を通知する。

なお、乙の業務および処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変更とは、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更のうち産業廃棄物の性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等が生じる場合であり、甲は乙と通知すべき変動幅の範囲については、あらかじめ甲乙協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載し、虚偽または記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き取ることとする。

#### 第4条 (甲乙の責任範囲)

- 1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって甲または第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。
- 3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合であって、甲の指図 または甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含 む。)に原因があるときは、甲においてその損害を賠償し、乙に負担させない。
- 4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合であって、甲の指図または甲の 委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因 があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

#### 第5条(再委託の禁止)

乙は、本処分業務を第三者に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法 令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

#### 第6条(義務の譲渡等)

乙は、事前に甲の書面による承諾を得ることなく本契約上の義務を第三者に譲渡し、また は承継させてはならない。

#### 第7条(委託業務完了通知)

乙は、本処分業務が終了したときは、ただちに委託業務完了通知書を作成し甲に提出する。

#### 第8条 (業務の一時停止)

- 1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、 本処分業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容および、甲における影響が最小 限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。この場合、甲は本処分業務が一時停止 している間は、新たな処理の委託を行わないこととする。
- 2. 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、すみやかに現状を把握したうえ、適切な措置を講ずるものとする。

## 第9条(報酬・消費税・支払い)

- 1. 甲は、乙に対し、第6項の定めに従い、乙へ支払う。ただし、具体的な支払方法について別途定めのある場合はそれによる。
- 2. 本処分業務の乙への報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
- 3. 本処分業務の報酬にかかる消費税および地方消費税は、甲が負担する。
- 4. 本処分業務の報酬の額が、経済情勢の変化または第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
- 5. 本処分業務の報酬の計算および請求業務は別途定める。
- 6. 報酬の支払条件は次のとおりとする。 甲は、前項の規定による請求があったときには、請求を受けた日から 30 日以内に支 払うものとする。

## 第10条 (内容の変更)

甲または乙は、必要がある場合は本処分業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額または契約期間を変更するとき、または予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議のうえ、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

#### 第11条(機密保持)

甲および乙は、本処分業務の検討に従事する必要最小限の自己および丙を含むその関係会社の役員または従業員に限り、相手方から開示された秘密情報のうち必要最小限の内容を開示することができる。また、開示に際しては、自己が負担する秘密保持等の義務と同等の義務を、その責務により関係会社に負担させるものとする。

## 第12条 (契約の解除)

1. 甲および乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告のうえ、 この契約の全部または一部を解除することができる。

- 2. 前項にかかわらず、甲および乙は、相手方が次の各号の一にでも該当したときは、何らの催告なくしてこの契約の全部または一部を解除することができるものとするほか、これにより被った損害を相手方に請求することができる。
  - (1) この契約に基づく債務の履行を一部でも怠り、催告しても是正しないとき
  - (2) 振出または引受にかかる手形または小切手が不渡りになる等支払停止をなしたとき
  - (3) 仮差押、仮処分、強制執行、競売、破産、民事再生、特別清算もしくは会社更生 手続の申し立てがあったときまたは租税滞納処分を受けたとき
  - (4) 合併によらず解散したとき
  - (5) 第13条に定める事項に違反したとき
- 3. 甲または乙は、第1項および第2項各号の一に該当したときは、この契約に基づく一切の債務の履行につき当然に期限の利益を失い、ただちに全債務を履行しなければならない。
- 4. 前各号の定めにかかわらず、甲または乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の本処分業務が未だに完了していないものがあるときは、乙または甲は、次の措置を講じなければならない。
  - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
  - イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行 する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての本処分 業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得たうえ、許可を有する別の業者に 自己の費用をもって行わせなければならない。
  - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないとき は、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
  - ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙 のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費 用を、乙に対して償還を請求することができる。
  - (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合 乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとに ある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを 要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該

## 第13条(反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、次の各号を表明し、保証する。

運搬の費用を請求することができる。

- (1) 現在または過去5年間において、自らまたはその主要な出資者もしくは役職員が 反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。以下同じ)でないこと
- (2) 反社会的勢力に資金等を供与しまたは便宜を供与するなどの関与をしないこと
- (3) 反社会的勢力を利用し、または自ら名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損し、もしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- 2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを誓約する。

- (1)暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) その他前各号に準ずる行為
- 3. 甲および乙は、第1項および第2項の規定を、自己の委託先および調達先にも順守させるよう努める。
- 4. 甲および乙は、第1項、第2項および第3項に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。

## 第14条(協議)

この契約に定めのない事項またはこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

### 第15条(契約の有効期間)

この契約は、有効期間を令和7年 月 日から令和8年3月19日までとする。